

内閣委員会議録第三十二号

昭和四十年四月十四日(水曜日)

午後三時二十二分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 荒船清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 永山 忠則君

理事 伊能繁次郎君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 道行君

理事 紺島 錦島

理事 亀岡 高夫君

理事 岩動 正興君

理事 鎌田 徳郎君

理事 中村 高一君

理事 新吉君

理事 大田 俊君

理事 梶崎 弥之助君

理事 井原 靖一君

理事 井原 敏之君

理事 二階堂 進君

理事 藤尾 正行君

理事 高瀬 寛一君

理事 天野 公義君

理事 池田 清志君

理事 辻 喜二君

理事 村山 貞義君

理事 佐々木義武君

理事 永山 忠則君

理事 伊能繁次郎君

理事 田口 誠治君

理事 山内 広君

理事 道行君

理事 紺島 錦島

理事 亀岡 高夫君

理事 岩動 正興君

理事 鎌田 徳郎君

理事 中村 高一君

理事 新吉君

理事 大田 俊君

理事 梶崎 弥之助君

理事 井原 靖一君

理事 井原 敏之君

理事 二階堂 進君

理事 藤尾 正行君

理事 高瀬 寛一君

理事 天野 公義君

理事 池田 清志君

理事 辻 喜二君

出席政府委員	國務大臣 増原 恵吉君
総理府総務長官	白井 庄一君
総理府事務官	八田 貞義君
(行政管理庁行 政管理局長)	井原 敏之君
委員外の出席者	議 専門員 八田 貞義君

本日の会議に付した案件

行政監理委員会設置法案(内閣提出第二三〇号)

(予)

田貞義君外十三名提出、衆法第三三号)

農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第七七七号)

○河本委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。	政府は、この意見の趣旨を尊重し、内閣の国会に對する責任の態勢を十分に考慮の上、行政監理委員会を設けることとし、もって民間の有識者の意見を取り入れ、行政の近代化を推進しようとするものであります。
	去る三日予備付託になりました行政監理委員会設置法案を議題といたします。
○河本委員長 趣旨の説明を聴取いたします。増原國務大臣。	行政監理委員会設置法案
	〔本号末尾に掲載〕
○増原國務大臣 大胆いま議題となりました行政監理委員会設置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。	〔本号末尾に掲載〕
	昨年九月、臨時行政調査会から行政制度及び行政運営の改善に関し、広範な意見が内閣総理大臣に提出されました。政府といたしましては、臨時行政調査会の改革意見は、これを尊重するたてまえをとり、内閣行政管理庁長官は本部長とする行政改革本部を設け、改革意見について審議し、行政改革の実現を推進することといたしております。
○河本委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。	臨時行政調査会の改革意見は、何ぶんにも広い範囲にわたっており、すでに実施済みのもの、運営上のくふうで実施可能なもののほか、その実施をはかる上に、さらには検討を加えることが適当と認められるものも含まれております。政府は、これらの方を検討した結果、その意見のうち、まず、行政監理委員会の設置の実現をはかることを緊要と判断いたしましたので、さしあたり行政管理庁にこれを設置することをきめ、提案いたしました。
	臨時行政調査会の意見においては、行政監察に民間の意見を導入し、その機能を強化し、あわせて行政制度及び行政運営の改善に関する重要な事項を検討させるため、行政監理委員会を設けることとて提案しております。
○河本委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。	行政監理委員会から行政管理庁長官が意見、答申などの提出を受けた場合は、これを尊重しなければならないものといたしました。
	○八田委員 大胆いま議題となりました自由民主党、民主社会党の共同提案にかかる旧勲章の年金受給者に関する特別措置法案について、提出者を代表いたしまして提案の理由を御説明いたしました。
○河本委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。	戰後二十年、この間幸いに我が国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も年一年と向上をたどりつつあります。この間にあって旧金鷹勲章受給者におかれでは、かつて支給されていました年金は打ち切られ、その經濟的期待権を喪失し、經濟的また精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている人々も多いのであります。まことに惄隱の情にたどりたいものがあります。
	御承知のごとく、旧金鷹勲章年金令は、明治十七年勅令第百七十三号によつて制定されまし

た。その後、この年金令は昭和十六年に至り勅令第七百二十五号によりまして廃止されました。が、同時にまた、この勅令により昭和十五年四月二十九日以前の叙賜者につきましては、旧令によつて年金は下賜されていたのであります。しかるに終戦後昭和二十一年三月に至りましたて、この勅章年金は、昭和二十年十二月末を限りといたしまして、一切廃止されることとなつて今日に至つておりますのであります。よつて、本法律によりまして、これらの人々の待遇改善をかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

本法律案の要旨は、本法施行の日において生存する旧金鶴勅章年金受給者にして満六十歳に達し七万円の一時金を特別措置として支給しようとするものであります。その認定は、これを受けようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

なお、この法律の実施のための手続その他につきましては、政令をもつて定めることとしております。

以上をもちまして提案の趣旨説明をいたしました。何とぞ本委員会におかれましては、慎重審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○河本委員長 ……(発言する者多く、聽取不能)

〔発言する者、離席する者多し〕

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○臼井政府委員 ……(発言する者多く、聽取不能)
〔発言する者、離席する者多し〕

対し、資料の提出及び説明を求めることができる

とができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 前項の規定に基づく資料の提出及び説明の要求と法第四条第二項の規定に基づく資料の提出及び説明の要求とは、相互に重複しないよう調整されなければならない。

(意見等の尊重)

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四条 長官は、委員会から、前第一項の規定による意見又は答申を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第五条 委員会は、所掌事務に關し、必要があると認めるときは、長官を通じて、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

第七条 委員会は、委員長が召集する。

第八条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当する。委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十条 委員は、委員長が招集する。

第十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十三条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほ

か、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とす

○河本委員長 ……(発言する者多く、聽取不能)

御着席願います。

ただいま長官の説明は終わりましたので、この際暫時休憩いたします。

午後三時三十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

〔参考〕

行政監理委員会設置法案

行政監理委員会設置法

(省内及び設置)

第一条 行政制度及び行政運営の改善に資するため、行政監理庁の機関として、行政監理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関する事務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第三条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

(委員長)

第四条 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

(委員の任命)

第五条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任命)

第六条 委員長は、長官をもつて充てる。

(委員の任命)

第七条 委員は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

(委員の任命)

第八条 委員は、行政の改善問題に關してすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の解散のため内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同任命することができる。

(委員の任命)

第九条 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほ

か、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とす

る業務を行なうこと。

(委員の給与)

第十三条 委員の給与は、別に法律で定める。

(庶務)

第十四条 委員会の庶務は、行政管理庁長官官房において処理する。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。ただし、第七条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は公布の日から、附則第四項中行政管理庁設置法第六条、第七条及び第九条の改正規定は昭和四十年十一月三十日までの間において政令で定める日から施行する。

(最初の委員の任命)

2 この法律の施行後最初に任命される委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときには、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

(経過措置)

3 長官は、委員会が審議することを適當とする事項については、行政審議会に諮詢しないものとする。

4 行政管理庁設置法の一項を次のように改正す

る。(行政管理庁設置法の一項改正)
第六条及び第七条を次のように改める。

(附屬機関)

第六条 行政管理庁に、附屬機関として統計審議会を置く。

(第七条 削除)

第九条中「前二条」を「前条」に改め、「行政審議会及び」を削る。

第十条中「及び政務次官」を「政務次官並びに行政監理委員会の委員長及び委員」に改め、

同条を第十一条とし、第九条の次に次の二条を加える。
(機関)

第十一条 行政管理庁の機関として、行政監理委員会を置く。

二 行政監理委員会の組織及び所掌事務については、行政監理委員会設置法(昭和四十年法律第百五十二号)の定めるところによる。

三 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

4 第一条第十二条の三の次に次の二号を加える。

5 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

6 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

7 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

8 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

9 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

10 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

11 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

12 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

13 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

14 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

15 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

16 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

17 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

18 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

19 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

20 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

21 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

22 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

23 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

24 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

25 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

26 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

27 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

28 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

29 第二条第十二号の三の次に次の二号を加える。

く。)を受ける権利を有していた者で次の各号に掲げるものは、(以下「旧勲章の年金受給者」といふ。)には、一時金を給する。
一・昭和三十八年四月一日において、六十歳以上の方で日本の国籍を有していたもの
二・昭和三十八年四月一日後に六十歳に達した者でその達した時に日本の国籍を有するもの
(一時金の額)
一時金の額は、七万円とする。

第三条 一時金の額は、七万円とする。

第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

第五条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けることができる者については、その者が六十歳に達した日の前日までの間に死刑又は無期若しくは三年を越える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

(一時金を受ける権利の受継)

第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給していいものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

第七条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第八条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第九条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十二条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十三条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十四条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十五条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第十七条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金を請求することができる。

第一百六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

二 行政不服審査法第四十八条の規定にかかるわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

三 第二条の規定に依り、裁判上の請求と同様に、時効の中止については、裁判上の請求とみなす。

四 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

五 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

六 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

七 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

八 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

九 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十一 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十二 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十三 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十四 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十五 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十六 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十七 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十八 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

十九 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十一 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十二 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十三 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十四 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十五 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十六 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十七 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十八 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

二十九 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

三十 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

三十一 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

三十二 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

三十三 第二条の規定に依り、時効の中断については、裁判上の請求と同様に、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(政令への委任)

第十四条 この法律に規定するもののほか、一時金の請求、認定及び支給その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年四月一日から適用する。
(一時金の支給の開始時期)

2 この法律の規定に基づく一時金は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日からその支給を始めるものとする。
(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

第六条の二に次の一号を加える。

六 田熟章の年金受給者に給する一時金に関すること。

理由
旧熟章の年金受給者のかつて受けた經濟的待遇が失われ、かつ、老齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その待遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約四億六千万円の見込みである。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、農地被買収者及びその遺族等に対する給付金の支給に關する必要な事項を規

定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「農地被買収者」とは、旧自家農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)以下「措置法」という。(第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第二条第一項第一号の規定により農地を買収された者で、その被買収農地の面積が一畝以上のものをいう。

2 この法律において「被買収農地の面積」とは、第一号に掲げる面積から第二号に掲げる面積を控除して得た面積をいう。

1 措置法第三条第一項若しくは第五項又は農地法施行法第二条第一項第一号の規定により買取された農地(昭和四十年三月三十一日以前農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第八十条の規定によりその買取前の所有者に売り払われた農地その他の政令で定める農地を除く)に係る次の面積(措置法第十条の面積をいう。以下同じ。)の合計面積

イ 田の面積(北海道の区域内にある田について得た面積。次号において同じ。)

ロ 畑の面積(北海道の区域内にある畑について得た面積。次号において同じ。)

3 給付金の支給は、これを受けるとする者の請求に基づいて行なう。

4 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十二年三月三十一日までに、内閣總理大臣に対して行なわなければならない。

5 前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。

(給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 給付金の支給を受けるべき遺族の範囲

1 死亡した者の死亡の当時ににおける配偶者

2 子、孫及び父母

3 給付金の支給を受けるべき遺族の順位

イ 田の面積(北海道の区域内にある田について得た面積。次号において同じ。)の百分の六十に相当する面積

ロ 畑の面積(北海道の区域内にある畑について得た面積。次号において同じ。)の百分の六十に相当する面積

3 第六条第一項又は第二十八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により売り渡された農地(昭和二十五年七月三十一日以後に売り渡された農地については、その対価が旧自家農創設特別措置法施行規則(昭和二十一年農林省、大蔵省令第一号)第七条の二の二第一号又は第二号に定める額を基準として定められたものに限る。)に係る次の面積の合計面積

イ 田の面積
(給付金の支給)

ロ 畑の面積の百分の六十に相当する面積

第三条 次に掲げる者には、給付金を支給する。

一 農地被買収者

二 昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個人たる農地被買収者の遺族及び同日以前に解散した法人たる農地被買収者の一般承継人のものとみなし、その一人に対しても給付金の支給は、全員に対してもしたものとみなす。

2 前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。

一 昭和四十年四月一日において日本の国籍を有しない個人

2 前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。

一 外国法人、株式会社その他の政令で定める法人その他の団体

2 前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金は、支給しない。

一 給付金の支給を受けるべき遺族の範囲

区	分	割合
一町以下の面積		百分の百
一町をこえ二町以下の面積		百分の五十
二町をこえ三町以下の面積		百分の三十
三町をこえる面積		百分の十

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保の設定その他の処分をすることができない。

5 第二項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた当該国債の償還金の請求又は当該国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした当該国債の償還金の支払又は当該国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

6 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に因し必要な事項は、大蔵省令で定める。
(支給未済の給付金の支給の特例)

第八条 給付金の支給を受ける権利を有する者が死し又は解散した場合において、その者がその死亡前又は解散前に給付金の支給を請求していなかつたときは、その者の一般承継人は、自己の名で、当該給付金の支給を請求することができる。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による請求に基づいて給付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

(譲渡又は担保の禁止)

第九条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。
(差押の禁止)

第十条 給付金の支給を受ける権利及び第七条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)による場合は、この限りでない。

2 給付金に関する書類及び第七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。
(国債の償還金の支払)

第十二条 第七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。
(給付金の返還)

第十三条 不実の申請その他の不正の手段により国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対しても、償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれは処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、國税及び地方税に次ぐものとする。
(権限の委任)

第十四条 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(総理府令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な細則は、総理府令で定められる。

(施行期日)

(非課税)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 給付金には、所得税を課さない。

2 (国債の発行の日)

2 第七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

3 (総理府設置法の一部改正)

2 第七条第二項に規定する国債の発行の日は、第六条第十六号の次に次の一号を加える。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改定する。

十六の二 農地被買取者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和年法律第二号)の

施行に関する理由。

農地被買取者及びその遺族等に対して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十年五月八日印刷

昭和四十年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局